

令和8年度桜川市公営企業会計システム導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、令和8年度桜川市公営企業会計システム導入業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

(1) 業務の名称

令和8年度 桜川市公営企業会計システム導入業務委託

(2) 業務の内容（提案事項）

「桜川市公営企業会計システム導入業務仕様書」のとおり

※仕様書には、提案にあたり最低限の事項のみ記載しています。仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではありません。

(3) 履行期間

・導入業務委託

委託契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

*システム構築が終了した後は、令和9年3月31日まで仮稼働とすること。

・システム使用

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで60ヶ月

(4) 履行場所

下水道事業

茨城県桜川市真壁町真壁911番地 桜川市役所 真壁庁舎2階 下水道課事務室内

病院事業

茨城県桜川市岩瀬64番地2 桜川市役所岩瀬庁舎1階 健康推進課事務室内

(5) 提案（見積）上限額

各事業ごとの提案上限額については、下記のとおりとする。

なお、金額は消費税および地方消費税を含むものである。

下水道事業

システム導入費用：6,985,000円（税込）

システム使用料：20,328,000円（税込・60ヶ月分）

（月額338,800円（税込））

病院事業

システム導入費用：4,708,000円（税込）

システム使用料：10,045,200円（税込・60ヶ月分）

（月額167,420円（税込））

3 参加資格

以下のすべての要件を満たした者とする。

- (1) 桜川市建設工事等入札参加資格審査規程（平成17年桜川市告示第7号）に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている又は登載予定であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）又は桜川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成17年訓令第36号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 桜川市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (6) 提案するシステムが、地方公共団体情報システム機構における総合行政ネットワーク（以下、「LGWAN」）を利用したクラウド型システム（以下、「LGWAN-ASP」）であること。また、

参加申込の時点でシステムは総合行政ネットワークにおけるLGWAN-ASPアプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されており、下水道事業及び病院事業に公営企業会計システムでの導入実績があること。

- (7) プライバシーマークやセキュリティマネジメントシステム (ISMS) 等、第三者機関の審査によるセキュリティ基準の認定を取得していること。
- (8) 協力会社がある場合、協力会社は上記 (1) から (7) までの全ての要件を満たしていること。

4 実施要領等の公表

本業務の公募と同時に、市ホームページ (<https://www.city.sakuragawa.lg.jp>) で公表する。公募に係る書類、様式は、同ホームページからダウンロードして入手すること。

5 参加手続

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加を希望する者 (以下「提案者」という。) は、仕様書の内容を踏まえ、次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類 ※用紙サイズは、すべてA4判とする。
 - ア 参加表明書兼誓約書 (様式第1号)
 - イ 事業者概要書 (様式第2号)
 - ウ 公営企業会計システム導入等実績書 (様式第3号)
 - エ 参考見積書 (様式第4号) 及び見積内訳書 (任意様式)
 - オ 公営企業会計システム機能確認書 (様式第5号)
 - カ 企画提案書 (任意様式)
 - * 企画提案書は「7 優先交渉権者の選定 (2) プレゼンテーションにおける評価」に沿うように作成すること。

(2) 提出期限

令和8年7月3日 (金) 17時 (必着)

(3) 提出先

桜川市上下水道部下水道課

住所	〒300-4495 茨城県桜川市真壁町飯塚9 1 1 番地
メールアドレス	gesui_s@city.sakuragawa.lg.jp

(4) 提出方法

電子メール、郵送又は持参により提出すること。

ア 電子メール

提出書類をPDF形式に変換し、電子メールに添付して提出すること。

※メールの件名は「【企画提案】桜川市公営企業会計システム導入業務プロポーザル (提案者名)」としてください。

※メールの容量は、1通あたり5MB以内 (添付ファイルを含む) としてください。
(容量が大きい場合は、分割送付するか、大容量ファイル転送サービス等を使用してください。容量が大きい場合、不達となる可能性があります。)

※メール送信後、2営業日以内に返信がない場合は、メール到達の有無を電話で確認してください。

イ 郵送

書留郵便で送付すること。

※封筒の表に「桜川市公営企業会計システム導入業務プロポーザル企画提案書在中」と朱書き願います。

ウ 持参

事前に電話連絡の上、平日の9時から16時の間に持参すること。

※土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。

6 プレゼンテーション審査の実施

桜川市公営企業会計システム導入業務プロポーザル審査委員会 (以下「審査委員会」とい

う。)によるプレゼンテーション審査を行う。

(1) プレゼンテーション審査の内容

プレゼンテーションは、原則、「5(1)オ 企画提案書」の内容に基づき実施すること。

※プロジェクター等の機材を使用する場合は、あらかじめ申し出ること。

※プロジェクター等の機材は、市が用意したものをを使用すること。

(2) 実施日

令和8年7月13日(月) 予定

※時間、場所等は、参加表明者に電子メールで連絡します。

※プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とします。

(3) 出席者

5名以内とし、説明者は、本業務に直接関わる者とする。

(4) 所要時間

1提案者あたり説明(30分以内)及び質疑(10分程度)を予定する。

7 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

ア 審査委員会が、「(2) 評価基準」に基づき評価を行い、点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

イ 点数の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、審査委員会の評決による。

ウ 審査内容及び審査経過については、非公表とする。

(2) 評価基準

ア. 提出書類における評価

評価項目	評価の視点	配点
価格面	参考見積書(様式第4号)に基づく評価 【内訳】①導入委託費 ②システム使用料(60ヶ月)	100
機能面	機能確認書(様式第5号)に基づく評価	300
	合計	400

イ. プレゼンテーションにおける評価

評価項目	評価の視点	配点
【基本事項】 会社概要・提案システムの コンセプト・導入実績数等	・他自治体への導入実績数や信頼性等	5
【システム概要】 システムの機能、特徴や 操作性	・システムの画面構成の見やすさ ・企業会計未経験者への配慮や工夫 ・画面入力時の作業負荷軽減の配慮 ・各種帳票や検索一覧表等における出力フォーマット(PDFやExcel)の選択肢の多さ	35
【スケジュール】	・効率的かつ実現可能な導入スケジュール	5
【サポート体制】	・サポート範囲、保守管理体制、保守内容 ・導入時の操作研修やマニュアルの整備	15
【セキュリティ対策】	・ウイルス対策やセキュリティ管理の取組	15

	・データセンター、設備の構成や管理等	
	審査員1人あたり点数	75

*プレゼンテーションにおける評価配点合計600点（審査人数8名予定）

「ア. 提出書類における評価」と「イ. プレゼンテーションにおける評価」の合計1,000点

(3) 審査結果

- ア 審査の結果は、全ての提案者に対し、郵送にて通知する。
- イ 優先交渉権者の名称を、市公式ホームページで公表する。
- ウ 審査結果等についての問い合わせ、異議申立て等は一切受け付けない。

8 契約手続き

優先交渉権者と市で業務内容等を協議し、仕様書を確定した上で、随意契約により契約を締結する。なお、優先交渉権者と契約に係る調整が整わない場合は、点数の合計が2番目に高い提案者と交渉を行う。

なお、契約については、システム導入の契約及び使用料に係る契約については、桜川市下水道事業と桜川市病院事業ごとに、別々に契約を結ぶこと。

契約書に記載する業務名は次のとおりとする。

下水道事業

システム導入：桜川市公営企業会計システム導入業務委託（下水道事業）

システム使用料：桜川市公営企業会計システム使用料（下水道事業）

病院事業

システム導入：桜川市公営企業会計システム導入業務委託（病院事業）

システム使用料：桜川市公営企業会計システム使用料（病院事業）

9 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式第6号）をPDF形式に変換し、電子メールに添付して提出すること。

※メールの件名は「【質問】桜川市公営企業会計システム導入業務委託プロポーザル（提案者名）」としてください。

(2) 質問受付期限

令和8年6月19日（金）17時（必着）

10 留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 「5（1）提出書類」に虚偽の記載をした場合は、参加資格を失うものとする。
- (3) 提出された参加表明書兼誓約書、企画提案書及び関係資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における「5（1）提出書類」の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本プロポーザルのために市から受領した資料は、市の許可なく公表、使用してはならない。
- (6) プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類を含む。）は、桜川市情報公開条例に基づき、開示する場合がある。
- (7) 本プロポーザルの「5（1）提出書類」を提出した後に、本プロポーザルから辞退しようとする場合は、速やかに「参加辞退届（様式第7号）」を本市に提出すること。

11 スケジュール

項目	日時	備考
手続開始	令和8年 (2026年) 6月9日（火）	桜川市公式ホームページに掲載
質問書の受付期限	6月19日（金） 17時	

質問書への回答	6月26日（金） 17時	桜川市公式ホームページに 掲載
参加表明書・企画提案書 等の提出期限	7月3日（金） 17時	
プレゼンテーション審査	7月13日予定	
優先交渉権の決定	7月17日頃	結果通知（メール） 桜川市公式ホームページに 掲載
契約締結	8月中旬頃	

12 担当部署

<桜川市上下水道部下水道課>

住所	〒300-4495 茨城県桜川市真壁町飯塚911番地
電話番号	0296-55-1111（代表）内線3271、3272
メールアドレス	gesui_s@city.sakuragawa.lg.jp